

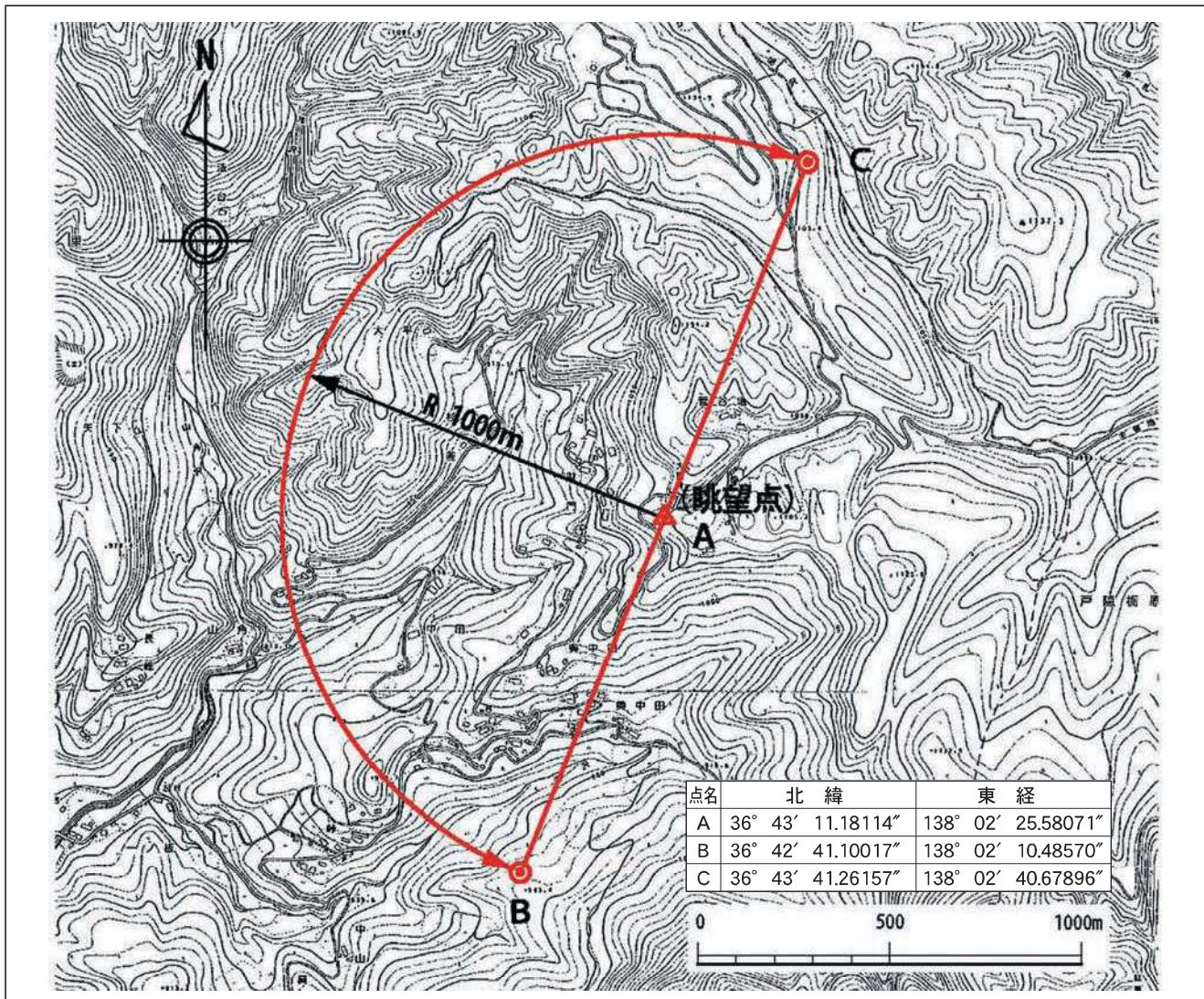
1. 屋外広告物特別規制地区

鬼無里 大望峠地区

区域：眺望点Aから北アルプスと戸隠西岳を望む1km以内の範囲【下図の扇形ABCとの範囲】

指定日：平成19年11月1日

2. 指定区域



3. 地区の特徴

大望峠は、鬼無里と戸隠との境にある標高1055mの峠です。県道脇に設けられた展望台からは、切り立つ断崖が印象的な戸隠連峰の西岳（2053m）や北アルプスの雄大な眺めを望むことができます。

4. 地域目標 「戸隠連峰西岳や北アルプスの眺望景観を守る」

大望峠は、戸隠連峰の西岳や北アルプスの雄大な眺めを望むことができる絶景地です。この素晴らしい眺望を大切にし、多くの人々が訪れる場所として守り、後世に伝えていきます。

広告景観については、大望峠から一定の範囲内において、眺望景観を阻害しないようにし、周囲の自然景観と調和するようにします。

5. 特別規制地区基本方針

大望峠から眺望できる戸隠連峰の西岳と北アルプス連峰の雄大な景観を守るために、その周辺の自然との調和に配慮した広告物等の規制をします。

6. 特別規制地区設置基準 次に掲げる基準に適合する自己用広告物又は案内用広告物であること。

ア 自己用広告物の基準 • 許可申請は不要（基準以下で設置のこと）

区分	基 準	
1 敷地内の総表示面積	10平方メートル以下。ただし、1 敷地に複数の事業所等がある場合は、事業所等の数に10平方メートルを乗じて得た面積以下とする。	
屋上広告物	位 置	最上階の屋上に表示し、又は設置しないこと。
	本体の高さ	建築物の高さの10分の6 以下
	個 数	建築物1棟につき1個
	その他の	建築物から横にはみ出さないこと。
壁面広告物 (壁面1面当たり)	表示面積	合計が建築物の鉛直投影面積の10分の4 以下
	その他の	窓面開口部をふさがないこと。 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。
地上設置広告物 (1基当たり)	高 さ	5メートル以下
	表示面積	(ア) 1面当たり5平方メートル以下 ((イ) の場合を除く。) (イ) 1敷地内にある複数の事業所等が合同で設置する集合看板である場合は、1面当たりの表示面積が事業所等の数に5平方メートルを乗じて得た面積以下かつ25平方メートル以下。ただし、合計50平方メートル以下とする。
壁面袖看板	上端の高さ	壁面の上端を超えないこと。
	壁面から の出幅	1.5メートル以下かつ敷地からはみ出さないこと。
色 彩	地色は無彩色又は茶系色とし、使用する色の数は、地色を含めて3色以下とすること。	
照 明	外側の照明の場合は、下向き照射とすること。	
その他の	次に掲げるものは、使用しないこと。 (ア) 反射光のある素材 (イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの	

イ 案内用広告物の基準 • 許可申請が必要

区分	著名な地点又は公共的な施設への案内用広告物	事業所等への案内用広告物
条件	案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。	施設の敷地が本通り等に接していないため、広告物が本通り等から展望できないか著しく効果がない場合で、案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。
表示面積	1面当たり2平方メートル以下かつ合計4平方メートル以下。ただし、2以上の地点又は施設への案内用広告物にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数を乗じて得た面積以下かつ合計10平方メートル以下とする。	1面当たり0.5平方メートル以下かつ合計1平方メートル以下。ただし、2以上の事業所等への案内用広告物にあっては、当該面積に当該事業所等の数を乗じて得た面積以下かつ合計10平方メートル以下とする。
地上からの高さ	5メートル以下	
色 彩	地色は、無彩色又は茶系色とし、使用する色の数は、地色を含めて3色以下とすること。	
個 数	1地点又は1施設について特別規制地区的区域内に2個以内	1事業所等について本通り等の入口に1個
その他の	次に掲げるものは、使用しないこと。 (ア) 反射光のある素材 (イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの	